

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（適格機関投資家に該当しない場合）</p> <p>2-5 新たに発行される有価証券の取得勧誘又は既に発行された有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を適格機関投資家に該当する者に対し行う場合で、例えば、相手方が次に掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行うときには、当該相手方は適格機関投資家には該当しないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>取得し、又は買い付けようとする有価証券の権利と実質的に同一の内容の権利を表示する資産対応証券（資産の流動化に関する法律第2条第11項に規定する資産対応証券をいう。）を発行し、一般投資家に取得させようとする特定目的会社（同条第3項に規定する特定目的会社をいう。）</u></p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（適格機関投資家に該当しない場合）</p> <p>2-5 新たに発行される有価証券の取得勧誘又は既に発行された有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を適格機関投資家に該当する者に対し行う場合で、例えば、相手方が次に掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行うときには、当該相手方は適格機関投資家には該当しないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（新設）</p>